

平成30年度放課後等デイサービス報酬一覧

放課後デイサービス給付費（1日つき）

<対象：障害児（重症心身障害児を除く）>

■授業終了後に指定放課後等デイサービスサービスを行う場合

区分	利用定員	報酬単位
区分1の1	(一) 定員 10 人以下	656 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	440 単位
	(三) 定員 21 人以上	331 単位
区分1の2 (サービス提供時間 が3時間未満)	(一) 定員 10 人以下	645 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	431 単位
	(三) 定員 21 人以上	324 単位
区分2の1	(一) 定員 10 人以下	609 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	405 単位
	(三) 定員 21 人以上	304 単位
区分2の2 (サービス提供時間 が3時間未満)	(一) 定員 10 人以下	596 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	396 単位
	(三) 定員 21 人以上	297 単位

■休業日に指定放課後等デイサービスサービスを行う場合

区分	利用定員	報酬単位
区分1	(一) 定員 10 人以下	787 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	529 単位
	(三) 定員 21 人以上	410 単位
区分2	(一) 定員 10 人以下	726 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	483 単位
	(三) 定員 21 人以上	374 単位

<対象：重症心身障害児>

■授業終了後に指定放課後等デイサービスサービスを行う場合

利用定員	報酬単位
(一) 定員 5 人	1,744 単位
(二) 定員 6 人	1,458 単位
(三) 定員 7 人	1,255 単位
(四) 定員 8 人	1,101 単位
(五) 定員 9 人	982 単位
(六) 定員 10 人	887 単位
(七) 定員 11 人以上	681 単位

■休業日に指定放課後等デイサービスサービスを行う場合

利用定員	報酬単位
(一) 定員 5 人	2,024 単位
(二) 定員 6 人	1,694 単位
(三) 定員 7 人	1,457 単位
(四) 定員 8 人	1,280 単位
(五) 定員 9 人	1,142 単位
(六) 定員 10 人	1,032 単位
(七) 定員 11 人以上	804 単位

共生型放課後等デイサービス給付費

要件	報酬単位
授業の終了後に行う場合	530 単位
休業日に行う場合	654 単位

基準該当放課後等デイサービス給付費

■基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅰ）

要件	報酬単位
授業の終了後に行う場合	530 単位
休業日に行う場合	654 単位

■基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅱ）

要件	報酬単位
授業の終了後に行う場合	427 単位
休業日に行う場合	551 単位

児童指導員等配置加算

<対象児童：障害児（重症心身障害児を除く）>

■授業終了後に指定放課後等デイサービスサービスを行う場合

区分	利用定員	加算単位
区分1の1	(一) 定員 10 人以下	9 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	6 単位
	(三) 定員 21 人以上	4 単位
区分1の2 (サービス提供時間 が3時間未満)	(一) 定員 10 人以下	9 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	6 単位
	(三) 定員 21 人以上	4 単位
区分2の1	(一) 定員 10 人以下	9 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	6 単位
	(三) 定員 21 人以上	4 単位
区分2の2 (サービス提供時間 が3時間未満)	(一) 定員 10 人以下	9 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	6 単位
	(三) 定員 21 人以上	4 単位

■休業日に指定放課後等デイサービスサービスを行う場合

区分	利用定員	加算単位
区分1	(一) 定員 10 人以下	12 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	8 単位
	(三) 定員 21 人以上	6 単位
区分2	(一) 定員 10 人以下	12 単位
	(二) 定員 11 人以上 20 人以下	8 単位
	(三) 定員 21 人以上	6 単位

児童指導員等加配加算（Ⅰ）

<対象児童：障害児（重症心身障害児を除く）>

■理学療法士等を配置する場合

利用定員	加算単位
(一) 定員 10 人以下	209 単位
(二) 定員 11 人以上 20 人以下	139 単位
(三) 定員 21 人以上	84 単位

※理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

■児童指導員等を配置する場合

利用定員	加算単位
(一) 定員 10 人以下	155 単位
(二) 定員 11 人以上 20 人以下	103 単位
(三) 定員 21 人以上	62 単位

※児童指導員等：児童指導員、厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

■その他の従業者を配置する場合

利用定員	加算単位
(一) 定員 10 人以下	91 単位
(二) 定員 11 人以上 20 人以下	61 単位
(三) 定員 21 人以上	36 単位

児童指導員等加配加算（Ⅰ）

<対象児童：重症心身障害児>

■理学療法士等を配置する場合

利用定員	加算単位
(一) 定員 5 人	418 単位
(二) 定員 6 人	348 単位
(三) 定員 7 人	299 単位
(四) 定員 8 人	261 単位
(五) 定員 9 人	232 単位
(六) 定員 10 人	209 単位
(七) 定員 11 人以上	139 単位

■児童指導員等を配置する場合

利用定員	加算単位
(一) 定員 5 人	309 単位
(二) 定員 6 人	258 単位
(三) 定員 7 人	221 単位
(四) 定員 8 人	193 単位
(五) 定員 9 人	172 単位
(六) 定員 10 人	155 単位
(七) 定員 11 人以上	103 単位

■その他の従業者を配置する場合

利用定員	加算単位
(一) 定員 5 人	182 単位
(二) 定員 6 人	152 単位
(三) 定員 7 人	130 単位
(四) 定員 8 人	114 単位
(五) 定員 9 人	101 単位
(六) 定員 10 人	91 単位
(七) 定員 11 人以上	61 単位

児童指導員等加配加算（Ⅱ）

<対象児童：障害児（重症心身障害児を除く）>

○授業終了後に指定放課後等デイサービスサービスを行う場合の

「区分1の1」若しくは「区分1の2」

○休業日に指定放課後等デイサービスサービスを行う場合の「区分1」

■理学療法士等を配置する場合

利用定員	加算単位
(一) 定員 10 人以下	209 単位
(二) 定員 11 人以上 20 人以下	139 単位
(三) 定員 21 人以上	84 単位

■児童指導員等を配置する場合

利用定員	加算単位
(一) 定員 10 人以下	155 単位
(二) 定員 11 人以上 20 人以下	103 単位
(三) 定員 21 人以上	62 単位

■その他の従業者を配置する場合

利用定員	加算単位
(一) 定員 10 人以下	91 単位
(二) 定員 11 人以上 20 人以下	61 単位
(三) 定員 21 人以上	36 単位

看護職員加配加算（I）

<対象児童：障害児（重症心身障害児を除く）>

利用定員	加算単位
(一) 定員 10 人以下	200 単位
(二) 定員 11 人以上 20 人以下	133 単位
(三) 定員 21 人以上	80 単位

<支援児童：重症心身障害児>

利用定員	加算単位
(一) 定員 5 人	400 単位
(二) 定員 6 人	333 単位
(三) 定員 7 人	286 単位
(四) 定員 8 人	250 単位
(五) 定員 9 人	222 単位
(六) 定員 10 人	200 単位
(七) 定員 11 人以上	133 単位

看護職員加配加算（Ⅱ）

<対象児童：障害児（重症心身障害児を除く）>

利用定員	加算単位
(一) 定員 10 人以下	400 単位
(二) 定員 11 人以上 20 人以下	266 単位
(三) 定員 21 人以上	160 単位

<支援児童：重症心身障害児>

利用定員	加算単位
(一) 定員 5 人	800 単位
(二) 定員 6 人	666 単位
(三) 定員 7 人	572 単位
(四) 定員 8 人	500 単位
(五) 定員 9 人	444 単位
(六) 定員 10 人	400 単位
(七) 定員 11 人以上	266 単位

看護職員加配加算（Ⅲ）

<対象児童：障害児（重症心身障害児を除く）>

利用定員	加算単位
(一) 定員 10 人以下	600 単位
(二) 定員 11 人以上 20 人以下	399 単位
(三) 定員 21 人以上	240 単位

家庭連携加算（月4回を限度）

障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合。月4回まで加算。

所要時間	加算単位
1時間未満	187単位／回
1時間以上	280単位／回

事業所内相談支援加算（月1回を限度）

加算単位
35単位／回

相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も算定可とする。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれる。

訪問支援特別加算（月2回を限度）

利用していた障害児が連続して5日間利用しなかったときに、障害児の居宅を訪問して相談援助等を行った場合。月2回まで加算。

所要時間	加算単位
1時間未満	187単位／回
1時間以上	280単位／回

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）

事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合。

加算単位
150単位／回

福祉専門職員配置等加算

加算要件	加算単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 常勤の指導員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格保有者が35%以上	15 単位／日
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 常勤の指導員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格保有者が25%以上	10 単位／日
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） ・常勤職員の75%以上が指導員又は保育士 又は ・勤続3年以上の常勤職員の30%以上が指導員又は保育士	6 単位／日

欠席時対応加算（月4回を限度）

加算単位
94 単位／回

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。

ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む。）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日に乗じた数を除して得た数が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

特別支援加算

加算単位
54 単位／日

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合。

強度行動障害児支援加算

加算単位
155 単位／日

強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価する加算を新設。

医療連携体制加算

加算要件	加算単位（1日つき）
医療連携体制加算（Ⅰ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅱ）	250 単位
医療連携体制加算（Ⅲ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅳ）	100 単位
医療連携体制加算（Ⅴ） （障害児1人、4時間を超えて支援）	1,000 単位
医療連携体制加算（Ⅵ） （障害児2人以上8人以下、4時間を超えて支援）	500 単位

送迎加算

<対象児童：障害児（重症心身障害児を除く）>

加算単位
54 単位／片道

※注1：

看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うため運転手に加え、職員を1以上配置して送迎を行った場合に更に加算する。（+37単位）※

注2：同一敷地内の場合 ×70/100

<対象児童：重症心身障害児>

加算単位
37 単位／片道

※注：同一敷地内の場合 ×70/100

延長支援加算

<対象児童：障害児（重症心身障害児を除く）>

時間	加算単位（1日つき）
1時間未満	61 単位
1時間以上 2時間未満	92 単位
2時間以上	123 単位

<対象児童：重症心身障害児>

時間	加算単位（1日つき）
1時間未満	128 単位
1時間以上 2時間未満	192 単位
2時間以上	256 単位

関係機関連携加算

要件	加算単位（一回につき）
関係機関連携加算（Ⅰ）	200 単位
関係機関連携加算（Ⅱ）	200 単位

関係機関連携加算（Ⅰ）

※障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1月につき1回を限度として加算。

保育・教育等移行支援加算（1回を限度）

加算単位
500 単位／回

障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価し加算が新設。

福祉・介護職員処遇改善加算

要件	加算単位（1月につき）
イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×81／1,000
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×59／1,000
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位×33／1,000
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	ハの90／100
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	ハの80／100

※注1：所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く）を算定した単位数の合計

※注2：福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算

加算単位（1月につき）
所定単位×11／1,000

※注1：所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く）を算定した単位数の合計

※注2：福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし併給不可